

専門家派遣事業

目的

本事業は、公益財団法人高知県産業振興センターが、経営の向上を図ろうとする中小企業者等の課題に応じ、専門的な指導・助言を行う者（以下「専門家」という。）を派遣し、適切な助言を行うことにより、中小企業者等の発展及び成長を促進することを目的とします。

対象企業等

県内に本社若しくは主たる事業所を有する中小企業者等であって、反社会的勢力に関わる企業・個人でない者。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である者をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、前号に定める中小企業者の他に、中小企業等経営強化法第 2 条第 2 項に規定する組合等、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律 第 51 号）に規定する小規模事業者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。

令和 7 年度の申請は終了しました。

専門家派遣の対象となる内容

- (1) 経営分野事業戦略、財務、労務管理、人材育成、製品開発、販売促進、海外進出、自社HP改良 など
- (2) 技術分野
生産管理、生産性向上、現場改善、原価管理、ISO など
- (3) 知的財産分野
特許、商標 など

派遣の回数

1 企業あたり 1 事業年度に利用できる回数は 3 回までとします。

派遣の時間

専門家派遣における 1 回（日）あたりの派遣時間は原則 3 時間程度を目安とします。この場合において、専門家の派遣場所までの移動時間は含まないものとします。

謝金等の額

(1) 県内専門家 謝金 30,000円以内/回(日) (2) 県外専門家
謝金 50,000円以内/回(日)

また、旅費については、公益財団法人高知県産業振興センターの規定に基づき支給します。

申込方法

当事業を申請する場合は、あらかじめ電話等にて事前にお問い合わせください。その後、必要書類をご提出いただき、専門家派遣の可否を決定します。なお、申請内容が妥当でない場合、または予算状況等により派遣は実施できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和7年度の申請は終了しました。

提出書類

専門家派遣を希望する中小企業等は、原則として派遣実施21日前までに、専門家派遣申請書(様式第1号)を提出するものとします。採択の可否については申請後7日以内に申請者に通知します。また、専門家派遣が終了する毎に、専門家は、派遣実施後10日以内に速やかに専門家派遣実施報告書(様式第6号)を提出するものとします。

■ [専門家派遣実施要領](#)

■ [専門家派遣申請書](#)

■ [専門家派遣変更申請書](#)

■ [専門家派遣中止申請書](#)

■ [専門家派遣実施報告書](#)